（指定国際会計基準に関する注記）

第三百十三条　指定国際会計基準に準拠して作成した連結財務諸表又は中間連結財務諸表には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　指定国際会計基準が国際会計基準と同一である場合には、国際会計基準に準拠して連結財務諸表又は中間連結財務諸表を作成している旨

二　指定国際会計基準が国際会計基準と異なる場合には、指定国際会計基準に準拠して連結財務諸表又は中間連結財務諸表を作成している旨

三　［略］

第二章　修正国際基準

（修正国際基準に係る特例）

第三百十四条　修正国際基準特定会社が提出する連結財務諸表又は中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、修正国際基準（特定団体において国際会計基準を修正することにより作成及び公表を行った企業会計の基準のうち、公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものとして金融庁長官が定めるものに限る。次条において同じ。）に従うことができる。

（修正国際基準に関する注記）

第三百十五条　修正国際基準に準拠して作成した連結財務諸表又は中間連結財務諸表には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　修正国際基準に準拠して連結財務諸表又は中間連結財務諸表を作成している旨

二　［略］

第六編　雑則

第三百十六条　米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法により作成した連結財務諸表（以下「米国式連結財務諸表」という。）を米国証券取引委員会に登録している連結財務諸表提出会社が当該米国式連結財務諸表を法の規定による連結財務諸表として提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合には、当該会社の提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官が必要と認めて指示した事項を除き、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法によることができる。

第三百十七条　［略］

第三百十八条　第三百十六条の規定による連結財務諸表は、日本語をもつて記載しなければならない。

第三百十九条　第三百十六条の規定による連結財務諸表には、次に掲げる事項を追加して注記しなければならない。

［一・二　略］

三　第一編及び第二編に準拠して作成する場合との主要な相違点

第三百二十条　第三百十六条から前条までの規定は、中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法について準用する。

（指定国際会計基準に関する注記）

第九十三条の二　指定国際会計基準に準拠して作成した連結財務諸表には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　指定国際会計基準が国際会計基準と同一である場合には、国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成している旨

二　指定国際会計基準が国際会計基準と異なる場合には、指定国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成している旨

三　［同上］

第二節　修正国際基準

（修正国際基準に係る特例）

第九十四条　修正国際基準特定会社が提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、修正国際基準（特定団体において国際会計基準を修正することにより作成及び公表を行った企業会計の基準のうち、公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものとして金融庁長官が定めるものに限る。次条において同じ。）に従うことができる。

（修正国際基準に関する注記）

第九十四条の二　修正国際基準に準拠して作成した連結財務諸表には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　修正国際基準に準拠して連結財務諸表を作成している旨

二　［同上］

第八章　雑則

第九十五条　米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法により作成した連結財務諸表（以下「米国式連結財務諸表」という。）を米国証券取引委員会に登録している連結財務諸表提出会社が当該米国式連結財務諸表を法の規定による連結財務諸表として提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合には、当該会社の提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、金融庁長官が必要と認めて指示した事項を除き、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法によることができる。

第九十六条　［同上］

第九十七条　第九十五条の規定による連結財務諸表は、日本語をもつて記載しなければならない。

第九十八条　第九十五条の規定による連結財務諸表には、次の事項を追加して注記しなければならない。

［一・二　同上］

三　この規則（第七章及びこの章を除く。）に準拠して作成する場合との主要な相違点

［条を加える。］